

第8次総量削減計画等について

1 制度の概要

瀬戸内海等の閉鎖性海域では、水質汚濁防止法に基づく排水基準（濃度基準）のみによつては、化学的酸素要求量（COD）等の環境基準達成が困難なことから、海域に流入する汚濁負荷を総合的に削減する「水質総量削減制度」が導入されている。

この制度では、環境大臣が定めた化学的酸素要求量（COD）等に係る削減目標を達成するため必要な事項を定めた「総量削減計画」の策定とともに、50m³/日以上の特定事業場の化学的酸素要求量（COD）等の汚濁負荷量を規制した「総量規制基準」を定めることとなっている。

2 総量削減計画（案）の概要

～とくしまのSATOUMI（里海）の次世代への継承～

（1）目標年度 平成31年度

（2）削減目標量（1日あたりの発生量）

「化学的酸素要求量（COD）」については、良好な水質を次世代に継承するために、生活排水処理施設の整備促進等により更なる削減を行う。

「窒素・りん」の栄養塩については、藻類の色落ちや漁獲量の減少との蓋然性を見据えながら、水質改善と生物多様性・生産性といった相反する課題を両立させる削減目標量とする。

第8次目標	COD	窒素含有量	りん含有量
平成31年度	34トン	19トン	1.5トン
（第7次目標）	（35トン）	（19トン）	（1.5トン）

3 総量規制基準（案）

1日当たりの平均的な排水量が50m³以上の工場・事業場を対象とした総量規制基準については、第7次から変更なしとする。

総量規制基準値（L）=知事が定める値（C）×特定排出水量（Q）×1/1000
[kg/日] [mg/リットル] [m ³ /日]

※C値は業種毎に定める 例：パルプ製造業70mg/リットル など215種